雇児総発0720第1号 雇児母発0720第1号 平成23年7月20日

都 道 府 県 ¬ 政令指定都市 各 中 核 市 保健所設置市 特 別 区 ~

児童福祉・母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総 務 課 長

母子保健課長

児童虐待防止対策の推進について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げる。

児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析等については、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)により、国及び地方公共団体の責務として位置づけられ、その着実な実施が求められているところであり、今般、国が行う分析等の結果として、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第7次報告)」(以下「第7次報告」という。)が取りまとめられた。

貴自治体にあっては、以下の事項に御留意いただくとともに、第7次報告について関係 部局並びに管内市町村及び管内関係団体等にも広く周知し、関係機関が連携して児童虐待 防止を徹底していただくようお願いする。第7次報告は厚生労働省のホームページにも掲載しているので参考とされたい。

なお、第7次報告については、都道府県教育委員会及び都道府県警察に対し、それぞれ 文部科学省及び警察庁から送付されるとともに、周知を図るための通知(達)が発出され る予定であることを申し添える。 本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 第7次報告の活用

第7次報告では、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの死亡事例の分析・検証や地方公共団体による検証の実施状況等の分析に加え、平成22年7月に取りまとめられた第6次報告において虐待死の中で高い割合を占めた日齢0日から月齢1か月未満(月齢0か月)の子ども(以下「0日・0か月児」という。)について第1次から今次までの虐待死事例を分析・検証するとともに、これまでの死亡事例について推移を分析し、経年的変化についても示されており、これらに基づき課題と提言が取りまとめられている。また、それ以外にも、地方公共団体の検証における提言に対する取組状況等について調査した結果、地方公共団体の取組事例が取りまとめられるなどされている。

ついては、本報告の趣旨を充分御理解いただき、貴自治体における児童虐待防止対策の充実に活用されたい。

2 子どもの安全確認・安全確保の徹底

第7次報告では、子ども虐待による死亡事例は減少したものの、虐待死事例、心中事例ともに、児童相談所及び市町村(児童福祉担当部署)が関わっていた事例がそれぞれ増加していた。これらの中には、基本的な子どもの安全確認と安全確保に問題があったと考えられる事例もあることから、次の点について対応を徹底すること。

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の防止のために

48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- 保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

臨検・捜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等においての積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

3 妊娠期からの相談・支援体制の整備・充実

第6次報告に引き続き、第7次報告においても日齢0日の虐待死は0歳児の死亡事例の中で最も多い傾向を維持しており、妊娠期・周産期の問題として「望まない妊娠」、「母子健康手帳の未発行」、「妊婦健診の未受診」が高い割合にあることが認められた。

0日・0か月児の死亡事例の分析により、特に10代を中心とする未婚初産婦については、妊娠や出産に関する知識に乏しい上、相談相手がいないという特徴を持つことから、望まない妊娠について相談できる機関の周知や体制の充実、知識を得る機会の促進に努めること。既婚経産婦については、経済的事情を抱えている、養育しているきょうだいに関係機関の関与があるなどの特徴がみられたことから、望まない妊娠に関するもののほか、経済的な問題に対する制度や相談機関を周知するとともに、きょうだいへの関わりを通じて母親の心身の状態等にも目を向け、相談を受けた機関が継続的な相談・支援につなぐための関係機関の連携を図ること。

また、望まない妊娠により出産に至った場合には、出産直後から虐待が発生するおそれがあることを念頭に置き、医療機関と市町村(母子保健担当部署)は、妊娠期から養育支援を必要とする家庭を把握した際には、相互に情報共有を図ること。あわせて、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)は、情報を基に家庭への支援方針を検討すること。

4 虐待の早期発見のための対策強化

関係機関による関わりがなかった事例については、保育所や幼稚園等に所属していないなど行政機関が接点を持つ機会が少ない子どものいる家庭が社会から孤立しているおそれがあることを踏まえ、児童相談所や市町村の児童福祉担当部署は、母子保健担当部署と連携を図り、要保護児童の把握に努めるとともに、相談機関や子育て支援事業等の周知を図り、孤立防止と継続的な支援につながる体制等を整備すること。

なお、市町村の母子保健担当部署は、母親等による乳幼児健康診査の未受診や訪問指導の拒否を子ども虐待の発生リスク要因の一つと捉え、これらを把握した際には児童福祉担当部署等に連絡し、連携して子どもの安全確認を徹底すること。

また、虐待の早期発見のためには、あらゆる機会を捉えて端緒を得ることが重要であり、地域住民が日頃から児童虐待に意識を向け、速やかに通告がなされることが求められることから、通告義務や通告先等の広報啓発を引き続き推進すること。

5 児童虐待に対応する職員の専門性の確保

児童虐待は、家族の過去から現在に渡る複雑かつ多様な問題に起因しており、この問題を適切に把握して的確に対応する職員には、医療・保健・福祉・心理等の様々な分野

の知識と援助技術を備えることが必要である。このため、児童相談所及び市町村の児童 虐待に対応する部署においては、社会福祉をはじめとする援助技術を有した専門職等の 確保・配置に努めるとともに、職員の資質や実践力向上のための研修等についても機会 の拡充、内容の充実等を図ること。

6 その他

平成23年度においては、従来からの『児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)』及び『子育て支援交付金』による児童虐待防止対策の推進に加え、上記の留意事項や地域の実情を踏まえた児童虐待防止に係る施策を実施するに当たっては、『安心こども基金』の「児童虐待防止対策緊急強化事業」を積極的に活用するようお願いする。なお、第7次報告に関連するものとして、妊娠期からの相談体制及び養育支援に係る関係機関の連携や地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証方法等の見直しについても追って通知する予定であることを申し添える。